

認定補聴器専門店 申請前チェックシート

☑ 項目	案内頁
☐ 会社情報、代表者名、店舗名称(屋号)(営業所名称)、店舗住所は販売貸与業届書と同一内容を入力している。	P4
☐ 申請事務担当者、店舗連絡担当者は常駐している者を入力している(申請事務担当者はその限りではない)。	-
☐ 営業所管理者、修理責任技術者は自店舗に常駐している者を入力している。 ☐ 入力した者の修了証の写しを添付している。	P10
☐ オーディオメータは JIS タイプⅢ以上のものを入力している。※複数所有している場合は、全て入力している。	P5
☐ オーディオメータは 3 年毎に校正している。 ☐ 画像に校正をした年月日がわかる写真(校正証明書や機器に貼ってあるシール等)を添付している。 ※複数所有している場合は、全て添付している。	P5
☐ 特性器は複数の入力音圧レベルで測定できるものを入力している(60、90dB のみは不可)。 ※複数所有している場合は、全て添付している。	P5
☐ 騒音計は JIS C1509-1、IEC61672-1 に準拠したものを入力している。	P6
☐ 耳型採取のための器具は、過不足なく入力している。 ☐ 画像に全ての器具が写っている。	P7
☐ イヤモールド等の補修・修正のための器具は、過不足なく入力している。 ☐ 画像に全ての器具が写っている。※UV 照射器、補修液の画像を添付している。	P7
☐ 消毒のための器具等は、過不足なく入力し、消毒方法も併せて入力している。 ☐ 画像に全ての器具が写っている。	P7 P9
☐ ポケット型、耳かけ型、ミニ耳かけ型は実器もしくは試聴器を常備している。 耳あな型(オーダーメイド)は試聴器もしくはダミーを用意している。	P13
☐ 補聴器関連機器の在庫は適切である。在庫がない場合であっても、取り扱える品名を入力している。※カタログ対応等は不可。具体的な品名を入力している。	P15
☐ 日常生活用具の在庫は適切である。在庫がない場合であっても、取り扱える品名を入力している。※カタログ対応等は不可。具体的な品名を入力している。	P15
☐ (店外販売を実施している場合)クーリングオフ契約書の準備をしている。※契約書を販売貸与業届の項目に添付している。	P16
☐ (展示会を実施している場合)保健所に届出を行っている。※届出書を販売貸与業届の項目に添付している。	P16
☐ 連携している補聴器相談医は、最新の名簿に掲載されている医師である。 ☐ 連携している補聴器相談医は、店舗の近隣である。※近隣でない場合は理由書を提出している。 ☐ 連携している補聴器相談医の証明(サイン)を添付している。	P8
☐ 店外写真は認定店ステッカーが貼られていることが確認できるものである。 ☐ 販売貸与業届書と同一の屋号が記載された看板等が写っているものである。※複数枚可	P4
☐ 店内写真は店舗全体が写っている。 ☐ 技能者証や販売貸与業届書等の掲示すべきものが写っている。※複数枚可	P4
☐ 間取図はオーディオメータ、防音室等の場所が記載されている。	P4
☐ 防音室の写真は、座席や機器の配置がわかるように写している。 自作の場合、壁が天井まで仕切られていることが分かるように写している。	P5
☐ 効果測定の設定の写真は、スピーカーや座席が適切な位置になっていることが分かるように写している。	P5
☐ 【音場管理表】3 ヶ月に 1 回以上行っていることが分かるものを添付している。	P5
☐ 【ケース記録】自店舗で使用している様式を提出している。※テクノエイド協会作成の用紙は不可	P11 P12
☐ 【ケース記録】禁忌 8 項目を確認していることが分かるもの、個人情報保護に関する説明を行っていることが分かる資料を提出している。	P11 P12